

## 『紫式部日記』に見る女房の服装と官位について

高 島 めぐみ

### はじめに

平安中期、藤原道隆・道兼の後を受けて一条天皇の閔白の座についた藤原道長は、権力を我が物とし長い栄華と更なる権力を握ることになるが、道長の娘で一条天皇の中宮藤原彰子に仕えた『紫式部日記』の作者紫式部もまた華やかな時を過ごす。この『紫式部日記』は彰子が一条天皇の二人の皇子を出産した記事<sup>1)</sup>を記すといった、摂関家としてはこの上もなく輝かしい栄光を描き、その中の道長家の生活、或いは、彰子を取り巻く女房達の華やかな宫廷生活が描かれている。

この彰子を中心として日記中に見られる女房達の生活場所を今日一般にサロンと呼んでいるが、道長は権力を手に入れる為には後宮がいかに重要であるかを認識しており、その為に娘達を天皇や東宮に入内させ権力を固め、またその政策に力を注いだ。彰子入内には女房四十人、女童六人、下仕六人をつけ、更に紫式部や、赤染衛門そして、和泉式部などの文芸に優れた人々をも集め彰子のサロンを華やかに飾り立てた。そうして、同時代に一条天皇の皇后となっていた藤原道隆の娘定子を取り巻く女房達より、より華やかなサロンを作り寵愛の厚かった定子から天皇の気持ちを彰子に向ける為に人力を尽くした。こうして、周知の通り彰子のサロンは強い後ろ盾と揺るぎない権力のおかげで長い長い栄華をつかむこととなった。

こういった華やかな後宮生活を綴った宮廷日記の研究の中で、日記中に見られる女房の服装表現や或いは行事ごとの服装等の比較といった調査へと研究方法が流れてしまいがちであったが、ここでは見方を変え彰子サロンに登場する女性達の身分を究明していく、位と服装の関連性を考察する。

### 資料及び方法

『紫式部日記』を研究された論文では、「『紫式部日記』における晴装束の一考察」<sup>2)</sup>として

鳥居本幸代氏が“晴”の日着用の衣裳を中心に作者紫式部の服装表現の特殊性等を明確にされた。また、論文の表題には「紫式部日記」を記していないが、当時の服装として「源氏物語」や「枕草子」等比較資料を用い貴族社会の服装を文学者の立場から明らかにされた「平安時代貴族の服飾 一女性を中心としてー」<sup>3)</sup>阿部俊子氏などがある。また、山本利達氏の「表着は菊の五重 一紫式部日記覚書ー」<sup>4)</sup>は、今まで多くの文学者が問題提起していた“五重”を私論を交え調査がなされている。本研究では、服装とその着用者の官位等の究明を試みるものであるが、増田繁夫氏が「紫式部の女房生活」<sup>5)</sup>と題して紫式部の宮廷生活を記し、「紫式部日記」の女官名称 ー「備中の守宗時の朝臣のむすめ」ー<sup>6)</sup>として、新田孝子氏が「紫式部日記」中に登場する女房の中で一部の人物に焦点をあて女官名称などの調査がなされている。しかし、服装との関連からその人物が浮かびあがるもの或いは、位による服装規定が明確にわかるものではなかった。本論では、日記中の登場人物（女性）の衣裳と女房の位等から服装と人物（位）の関連性が明らかに出来るものであるのか研究を試みるものである。

### 平安中期の官位について

大化の改新の後大宝令に至る中で後宮の制度は形成をされていく。その後宮の制度は奈良朝に制定された大宝令の中の後宮官員令で決められ、現在は後宮職員令で見ることが出来る。中古の女官については、「令義解」（文武天皇の大宝元年（701）8月）や「令集解」（貞觀の頃（859頃）明法博士惟宗直本が編纂）が古く、現存する資料としては最古のものとしてこれらを中心にまず后妃について検討する。

#### 奈良時代

「令集解」（公武令）に皇后は

謂、天子之嫡妻也

とあり、次に皇后を除く天皇の妻妾として、「令義解」の後宮職員令に、

妃 二員 四品以上

夫人三員 三位以上

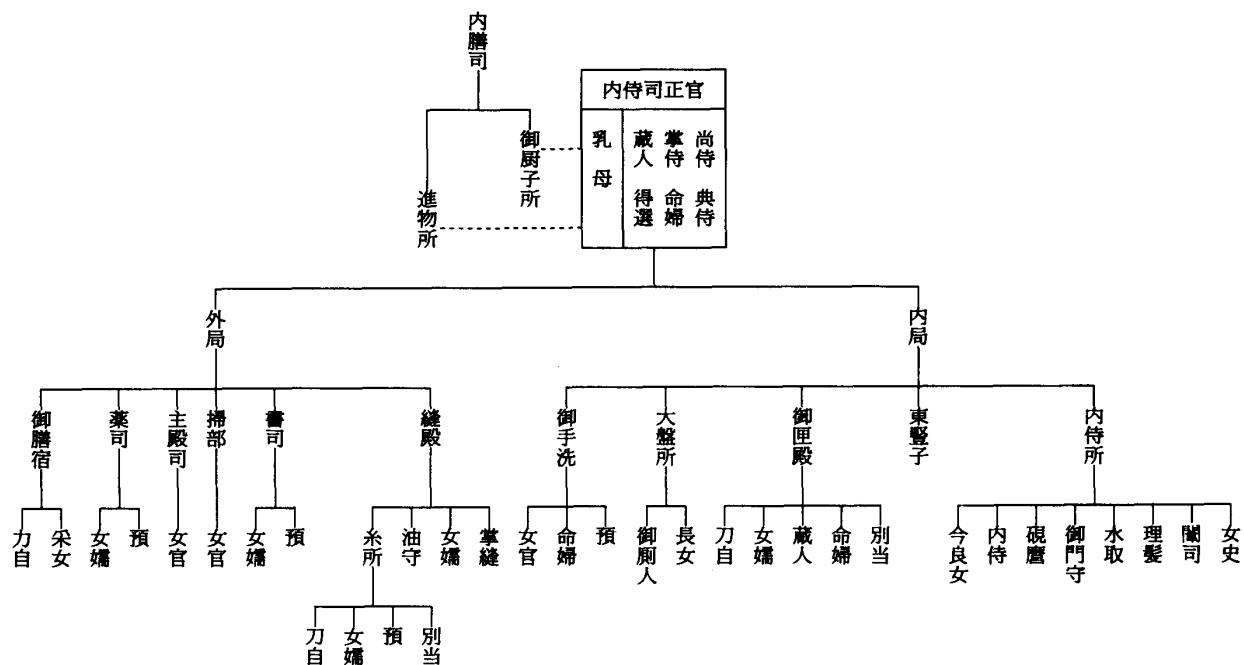
嬪 四員 五位以上

とある。この妃については四品以上と身分も高く内親王などが多い。夫人は従三位以上と上級貴族であり、嬪は五位以上下級貴族と合計9人の規定がされていた。これについては「令集解」（後宮職員令）に

古記云。禮記云。天子之妃曰后。今法用妃以下皆為妾也。朱云。妃二員。謂皇后之次妻也。凡妃夫人嬪者。並皆天子之婦也。其高下者如文列也。

表・1 十二司の職掌

司名	官名	定員	職掌	准位
内侍司	尚侍	2	天皇に常侍し、奏請し、仰せを下に伝え、女孺を監督管理し、また内命婦、外命婦の朝参を掌り、宮中での儀式に奉仕する。	従五位
	典侍	4	職掌は尚侍に同じ。但し、尚侍が欠けた時以外は奏請や伝宣はできない。	従六位
	掌侍	4	職掌は典侍に同じ。但し、奏請や伝宣はできない。	従七位
	女孺			
藏 司	尚藏	1	神璽、神鏡と神劍、関所の通行券、天皇の御衣、冠や櫛、玉類、皇室の珍宝、綵帛（綾、絹、）賞として賜うものなどを管理する。	正三位
	典藏	2	職掌は、尚藏に同じ。	従四位
	掌藏	4	藏司の管理する物の出納、綵帛や賞物を掌る。	従七位
	女孺	10		
書 司	尚書	1	一般図書、漢籍の古典（四書五経の類）、紙、墨、机、楽器のことを掌る。	従六位
	典書	2	職掌は、尚書に同じ。	従八位
	女孺	6		
薬 司	尚藥	1	調合されている薬を天皇や皇后に供する。	従六位
	典藥	2	職掌は、尚藥に同じ。	従八位
	女孺	4		
兵 司	尚兵	1	内兵庫にある武器を管理し、召しあがればそれを、天皇に呈上する。	正七位
	典兵	2	職掌は、尚兵に同じ。	従八位
	女孺	6		
閨 司	尚闇	1	宮城および内裏の諸門の鑰（かぎ）を管理し、その出納を掌る。	正七位
	典闇	4	職掌は、尚闇に同じ。	従八位
	女孺	10		
殿 司	尚殿	1	腰輿とその蓋（かさ）、髪の油、湯浴、灯油、殿内照明（火燭、薪炭）を管理し、或いは提供する。	従六位
	典殿	2	職掌は、尚殿に同じ。	従八位
	女孺	6		
掃 司	尚掃	1	床や筵を供し、清掃や殿内の設備を掌る。	従七位
	典掃	2	職掌は、尚掃に同じ。	従八位
	女孺	10		
水 司	尚水	1	漿水や色々な薄粥をたてまつる。	従七位
	典水	2		従八位
	采女	6		
膳 司	尚膳	1	上に差上げる御膳を掌り、差し上げる前に毒味をし兼ねて料理、酒や甘酒、野菜のことをも掌る。	正四位
	典膳	2	職掌は、尚膳に同じ。	従五位
	掌膳	4	職掌は、典膳に同じ。	正八位
	采女	60		
酒 司	尚酒	1	酒を醸することを掌る。	正六位
	典酒	2	職掌は、尚酒に同じ。	従八位
縫 司	尚縫	1	衣服を裁ち縫うことや編み物のことを掌り、兼ねて婦人の考課や毎月一日および節日の参内のこと掌る。	正四位
	典縫	2	職掌は、尚縫に同じ。	従五位
	掌縫	4	命婦の参内や案内を掌る。	正八位

表・2 平安中期の構成<sup>7)</sup>

と記され、妃とは皇后に次ぐものであり、夫人、嬪も含め「天子之婦」であった。そしてさらに其の下に

謂。妃夫人嬪。此無レ所レ掌。而處ニ職員ニ者。下有ニ十二司ニ。舉ニ其多者ニ。言ニ之職員ニ。

とあって、十二司が設置されていた。このことは『令集解』にも

後宮謂。妃夫人嬪。此無レ所レ掌。而處ニ職員ニ者。下有ニ十二司ニ。其多者ニ言ニ之職員ニ。或いは職員令第三ニ、

釈云。妃夫人嬪。是名ニ後宮ニ。謂。

とあり、妃夫人嬪とは後宮の一つの総称としての意味をも持っていた。そうした人をサポートする形でその下に後宮十二司が設置（表・1）されていた。前頁の表に記したような構成で後宮十二司が成り立っていたが、表・1に表れた女孺や采女は後宮の最下級の官人ではなく、その下に雜仕女や、従女（刀女・長女・炊女）などの更に下級の官女が他に多数存在していた。また、平安中期になるとその構成も少しづつ変化を見せる。上に示した表（表・2）に見られるように、平安中期『紫式部日記』の頃には、後宮十二司の役割が少しづつ変化をしたようである。

しかし、「枕草子」や「紫式部日記」、「栄華物語」などに姿が見える女房達は先に記した『令義解』の内裏に仕える女房達（天皇に仕える女房達を上の女房として区別して呼んだ人々）

ではなく、皇后や中宮付の女房として宮の女房と呼名されていた。そういった上の女房と宮の女房との区別がされていたことが『紫式部日記』の「土御門邸行幸」の中に見える。

かねてより、上の女房、宮にかけてさぶらふ五人は、まいりつどひてざぶらふ。内侍ふたり、命婦ふたり、御まかなひの人ひとり。おものまいるとて、筑前、左京、ひともとの髪あげて、内侍のいで入るすみの柱のもより出づ。

とあり、天皇付きの女房（上の女房）が中宮お産に際し中宮方へ伺っている様子が記され、筑前や左京といった人物が天皇付きの女房として上の女房であった事がわかる。本研究では日記中に姿を見せる内裏女房達と、中宮彰子に仕え紫式部が服装を書き留めた宮の女房達の官位と服装を検討する。

### 『紫式部日記』に登場する女房達について

『紫式部日記』に登場する女房達（下級官女を含む）は60人（表・3）ほどいるが、実名が知られているのは、表・4に出仕先を記した女房の他に藤三位の藤原繁子（右大臣師輔の娘）がいる。しかし他の半数は種々の異説が多く実名が確定出来ない。また、其の残り半分は更に名も判断することが出来ない状態である。

表・4は『紫式部日記』中に服装記載で現出する女房名を列記したが、平安中期の官位で検討してきた後宮の官位名とは違った名で記されている事がわかる。そこで次に女房名を検

表・3 『紫式部日記』登場人物宮仕え先

上の女房（内裏）	宮の女房（彰子付き）			道長家付女房
橘三位	大納言の君	宮の宣旨	清子の命婦	大式部のおもと
藤三位	小少將	兵部のおもと	播磨	小将のおもと
侍従の命婦	讃岐の宰相の君	大木工	馬	内蔵の命婦
藤少將の命婦	中務の命婦	やすらひ	宮木の侍従	小式部の乳母
馬の命婦	宮の内侍	馬の中将	五節の弁	
左近の命婦	弁の内侍	紫式部	小木工	
筑前の命婦	中務の君	和泉式部	小大輔	
少輔の命婦	大輔の命婦	大左衛門のきみ	式部のおもと	
近江の命婦	小中將の君	源式部	こまのをもと	
左京の命婦	源の藏人	小左衛門	内匠の藏人	
侍従の命婦	兵衛の藏人	小兵衛	兵庫	
左衛門の内侍	右近の藏人	大馬	中務の乳母	
殿司の侍従の君	小馬	伊勢大輔	鞍負	
文屋の博士	小兵部	匡衡衛門		

討する。

女房とは、「女房は品位ある女にて、さるべきところに奉公し、局を給える女なり。」とあり、品位がありしかるべき所に奉公し局を給う事が出来る人々である。その女房の中にも細かく身分が定められていたのを『禁秘抄』の女房の記述から見る事が出来る。

この記述を基にわかりやすく記すと下記の如くになるが、この区分が全てに適用されたようでもなく、中臘の小宰相や小督などは上臘の中の小上臘を兼ねる人もあり、また下臘の少納言なども中臘を兼ねた人もあった。更に大納言の君や宰相の君といった名は、父の官

表・4 全集本解説引用

## 内裏女房

橘三位	敦成親王御乳付役播磨守橘仲遠の娘、一条天皇乳母
少輔の乳母	敦成親王〈後一条天皇〉の乳母衛門佐橘為善の妻
左衛門の内侍	藤原理明妻元範の母
左京	正五位下和泉守藤原修政の妻か

## 宮の女房

宰相の君	道綱の娘、大江清通の妻後拾遺作者豊子（最上臘）
大納言の君	源雅信の子正五位下權右少弁源時通の娘（上臘女房）
宮内侍	源高明の子経房の妻橘良藝子（上臘女房）
馬の中将	正四位下右馬頭藤原相尹の娘（上臘女房）
少少将の君	源雅信の子左大弁源扶義の娘（中臘のち上臘女房）
大輔の命婦	従四位下右中弁大江景理妻か
少將のおもと	従五位下相模守内匠頭藤原尹甫の娘

表・5 女房の出生、官位

名 称	官	位	出 生
上臘	典侍	二位	大臣の娘、大臣の孫、大中納言の娘。 〔夜の御殿、朝餉に侍じ〕（色聽）
大上臘	尚藏・尚侍	三位	摂家の女。
小上臘	掌侍		公卿の女。侍臣にて四位、五位の殿上人（昇殿を許された）の娘。（織物着る）
中臘	外命婦		侍臣の女（四・五位の殿上人）。諸大夫の女。 名家の女など。〔朝餉の縁に渡り給う〕
<小宰相・小督・中將・少將・左京大夫・宮内卿・督・少納言・少輔・大輔>			
下臘	女藏人		諸侍。賀茂。日吉等の社司の女。六位の女。 〔夜の御殿、朝餉には渡らず〕
<侍従・小侍従・小弁・伊予・播磨・伊勢・尾張・武藏・讃岐・筑前・少納言>			

名或いは、夫の官名を付けて呼ばれる事が多かったようである。

又、表・5は『禁秘抄』(1213)の「女房官品」の記述を元に作成したものであって、これより早い『紫式部日記』(1008)頃がこの表の如くに分けられていたのかは疑問の残る所ではあるが、これに準じた区別があったと考えても良いのではとも思われる。

### 女房達の服装

同人物の服装記載が少ないので比較検討することは難しいが、行事別に見る女房達の服装について表6～8を中心に調査を試みる。

表・6に御湯殿の儀と、五日の産養いに奉仕している女房達の白一色の服装の記載をあげた。これは出産後の特別な行事での服装であるが、中宮の女房宮の内侍の服装は唐衣に松の実の紋様を織り出したものであり、織物が許された女房と言うことになるが、道長家の宣旨女房の大式部のおもとの唐衣は、織物ではなく装飾を施した衣裳となっている。又、小少将の君は白銀で装飾した唐衣・裳着用であって、「織物はかぎりありて、人の心にしくべいやうのなければ」と織物を用いた衣裳が着用出来ない事を嘆いている。しかし、小少将の君は二の宮（敦良親王）の御五十日の条に「日たけてもうのぼる。かの君は、桜の織物の桂、赤いいろの唐衣、例の摺裳着たまへり。」と赤いいろの唐衣にいつもの摺裳を着ている姿がとらえられ、赤いいろの禁色着用を許されている姿が捉えられている。このことからも、敦成親王誕生から敦良親王誕生の約一ヶ年間で上臈女房へと上がる事が出来たのであろうかと考えられる。

次に表・7に土御門邸行幸10月16日の条の上の女房と宮の女房との服装を分類し、表・8に、御戴餅の儀の宮の女房の服装を表示してみたが、表・7の天皇付きの上の女房三人の服装は左衛門の内侍は青いいろの無紋の唐衣に、天皇の御佩刀役であったので領布、裙帯の正装

表・6 御湯殿の儀・五日産養い

人 物	唐 衣	裳	役
宮の内侍	松の実の紋	海浦を織り大海の摺目にかたどれり	虎の頭（上臈）
小少将の君	秋の草むら、蝶、鳥など白銀して作りかかやかしたり		御佩刀（中臈）

〈五日産養い〉

人 物	唐 衣	裳	役
大式部のおもと	小塩山の小松原をぬいたるさま		殿（道長）宣旨
大輔の命婦	装飾をしない	白銀の泥して大海摺たる	
少将のおもと		これらには劣る白銀箔	

表・7 土御紋邸行幸

&lt;上の女房&gt;

人物	唐衣	裳	表着	練	桂	その他	役
橘三位	青いろ		唐綾の黄なる菊の桂				一条天皇御給仕役
左衛門内侍	青いろ無紋	裾濃	菊の五重			領布、裙帶浮線綾を	御佩刀役、天皇の御剣
左京	青いろ無紋			柳			天皇の御膳進上
筑前		摺裳			菊五重		

&lt;宮の女房&gt;

人物	唐衣	裳	表着	打衣	桂
色許された人々	青いろ赤いろ	地摺	蘇芳織物	濃き薄き紅葉	くちなしの濃き薄き紫苑色
馬の中將	リ	地摺	葡萄染	こきませたるやうに	うら青き菊、三重など心々
綾許されない (おとなしき人)	無紋青いろ 或いは蘇芳	大海の摺裳 水の色はなやかに		菊三重五重 織物はせず	
わかき人	心々にしたり			菊五重	

表・8 御戴餅の儀

人物	月日	唐衣	裳	表着	練	桂	役
宰相の君	三日	赤いろ <菱紋織>	三重がさね	紅固紋の五重	同色七重 更一重で八重	葡萄染浮紋 堅木紋様	若宮のお守刀
大納言の君	一日	赤いろ	地摺	葡萄染		紅	若宮の陪膳役
	二日	青いろ	色摺	紅梅織物	濃き		
	三日	蘇芳織物		唐綾桜重	濃き → 紅例のこと 紅 → 濃き		

をしていたとある。また、左京も青色無紋の唐衣を着用しているが、橘三位だけは三位の位を有している為か無紋でない青いろの唐衣（『栄華物語』ではこの時赤いろ）を着用した姿が捉えられている。

一方、宮の女房で色許された人々は上の女房同様青いろ赤いろの唐衣を着用しているが、綾を許されない人でおとなしき人々は無紋の青いろの唐衣着用であった姿が見られる。また、表・8の宰相の君と大納言の君の御戴餅の儀の服装を見ると、宮の女房としては最上位（上臈女房）にあった宰相の君の衣装は赤いろの菱紋織の唐衣に三重かさねの裳、五重の表着に八重の練と、重ねの数も多く豪華なものであった。次に同じ上臈女房の大納言の君の服装は、

赤いろ青いろの地摺（禁制）を着用しかさねの配色も色とりどりに美しく着飾っていた。こういった内容からも上臈女房であった二人は豪華な衣装の着装が許されていた事が見受けられる。

ここで、先にも記した『禁秘抄』上臈の記事を見てみると

不レ謂=是非=二三位典侍号上臈=着=赤青色=候=御陪膳=也

(略) 紅紫元禁色也又女房青色亦禁色也凡講=禁色=者有紋織物也

(略) 公卿女号小上臈。織物並表着也。(略) 中臈。内侍外不着織物類也。

とあって、二、三位の典侍と言われる人々が赤いろ青いろを許され、また、織物も禁色として小上臈以上中臈には許されていなかった姿が見られる。又、女房は青いろが禁色で有紋も禁色はあるが赤いろの規定が無いことを考えると、平安末期の頃には女房達には「青いろ」ほど「赤いろ」の禁制がひかれていなかったのであろうか。この『紫式部日記』の織物に関しては宇都宮千郁氏が「日本文学」<sup>8)</sup>の中で平安中期の禁制としてのべておられるが、著者の様に身分における観点からの検討ではなかった。

表6～8を見てきたが、ここでは上の女房と宮の女房の服装のはっきりした違いを見ることが出来なかった。しかし、同時代文学の『枕草子』158段を見ると宮の女房は上の女房との違いを感じ、上の女房を羨んでいる姿が記されている。

うらやましげなるもの（中略）内裏・春宮の御乳母、上の女房の御方々いづこもおぼつかならずまわり通ふ。

とあって、上の女房達はお后のどの方にも気兼ねすることなく自由に後宮を出入りする事が出来た。

それは例えば、『紫式部日記』御五十日の祝いの条の御乳母の記事においても知る事が出来る。

こよひ、少輔の乳母、色ゆるさる。ただしきさまうちしたり。宮いだきたてまつれり。と少輔の乳母が敦成親王の乳母となり、御五十日の祝いの折りに色を許された事が記されている。又、『枕草子』246段には

身をかへて、天人などはかうやあらんと見ゆるものは、ただの女房にてさぶらふ人の御乳母になりたる。（中略）御前に添ひ臥し、御帳のうちをゐどころにして、女房どもをよびつかひ、局にものをいひやり、文をとりつがせなどしてあるさま、いひつくすべくもあらず。

とあり、普通の女房であった人が乳母になったことから後宮で自由な行動をする事が出来たとある。こういった事からも、内裏に上がる事はイコールまず色を許される事に繋がるので

はないであろうか。しかし、内裏に上がったからとはいえ織物着用にはまだ区別があったようである。更に、上の女房と宮の女房とでは行動範囲にもかなりの違いがあったこともうかがうことが出来、こういった事も相まって上の女房が憧れの対象となったのであろうか。

以上見てきたが、今回の検討資料から上の女房と中宮付き女房の明確な服装の違いを見出することは出来なかったが、天皇付き、中宮付きの身分の高い女房達には「青いろ、赤いろの織物の唐衣」を許される人と、綾は許されないが「青いろ、赤いろの、無紋の唐衣」を許されると言った色と織物との二通りの禁制も存在していたのではないであろうかと、考えられた。

### おわりに

今回の調査で、従来言われていた禁に対する意識の違いが見られた。官位をもった上の女房達や上臘女房と呼ばれる宮付きの女房達の中でも、「青いろ、赤いろの唐衣」と「青いろ、赤いろの無紋の唐衣」といった色と織物の二つの禁制が存在していたように感じられた。

四季折々に変化する景色や、美しく咲き競う花葉の鑑賞を非常に好み、それら対象物全てを、生活様式に取り入れたり、又自然の移り変わりに非常に敏感であった平安朝の人々ではあったが、その王朝生活をいわばサポートする女房達において宮廷サロンは彩られていたともいえる。今回検討してきた女房達の多くは、中下級貴族で位階でいえば、四五位の国守を勤めた受領層の娘であった。彼女たちは宮仕えをすることによって、思いがけない幸運を得、結婚することを夢見る人々も多かった。その一例として従二位参議藤原有国の妻となった一条天皇の乳母典侍橘徳子がいた。彼女は宮仕えの女性としては幸運をつかんだ女性であった。こういった女性は少なくなかつたようである。また、こうした女性女房達は、先にも記した如く天皇に仕える「上の女房」や、后宮に後宮に、院に宮家に、さらには大臣以下の貴紳にも多くの女房が出仕した。このように盛んになったのは、藤原時代、権力をにぎらんするためにその娘を後宮に納れ、帝の寵を競うためにサロンに集まる女房に力を注いだ事による。一条天皇には定子、彰子を初め二人の女御も後宮女性として存在していた。しかし、皇后定子には清少納言、中宮彰子には紫式部・赤染衛門らが仕えることにより、二人の女御のサロンとは違い教養溢れる華やかなサロンを作り出す事が出来たのであろう。当時紫式部や女房達の憧れとして後宮生活があったのは確かであった。何故後宮に憧れたのかは更に女房の位(出仕先)と服装の違いの真相究明を行い考察を試みていきたいと考えている。

おわりに、本論文に際しご指導頂いた鷹司綸子先生に御礼申し上げます。

註

- 1) 寛弘5年9月敦成親王 寛弘6年11月敦良親王誕生
- 2) 鳥居本幸代氏 日本服飾学会誌第4号 昭和60年発行
- 3) 阿部 俊子氏 学習院女子短期大学紀要 昭和49年12月発行
- 4) 山本 利達氏 滋賀大国文会 昭和54年12月発行
- 5) 増田 繁夫氏 中古文学会 昭和44年3月発行
- 6) 新田 孝子氏 文芸研究28集 昭和63年5月
- 7) 角田文衛氏『日本の後宮』平安時代中・後期における内裏の宮女構成より引用
- 8) 宇都宮千郁氏 「『紫式部日記』中「織物ならぬをわろしとにや」に関する一試論」日本文学  
1997. 2. 号

参考文献

- 『紫式部日記』日本古典文学全集18 昭和49年発行使用 小学館  
『紫式部日記全注釈』上下巻 萩谷 朴氏著 昭和46年11月発行 角川書店  
『栄華物語』日本古典文学大系75 松村博司・山中裕氏校注 昭和39年発行 岩波書店  
『日本の女性名』下 角田 文衛著 (株)教育社  
国史大系『尊卑分脈』1から4巻  
群書類從第6雑部『禁秘抄』昭和35年3月使用 群書類從完成会  
改訂国史大系第22『令集解』昭和41年7月発行 吉川弘文館  
改訂国史大系第23『令義解』昭和41年2月発行 吉川弘文館

(本学助手)